(x)　「ＲＣＥＰ合同委員会」とは、第十八・二条（ＲＣＥＰ合同委員会の設置）の規定に基づいて設置されるＲＣＥＰ合同委員会をいう。

(y)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(z)　「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(aa)　「中小企業」とは、零細企業を含むあらゆる中小企業をいい、適当な場合には、各締約国の法令又は国内政策によって更に定義することができる。

(bb)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(cc)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(dd)　「貿易実務に係る文書」とは、締約国が発行し、又は管理する様式であって、物品の輸入又は輸出に関連して、輸入者若しくは輸出者により、又はこれらの者のために作成される必要があるものをいう。

(ee)　「貿易円滑化協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の円滑化に関する協定をいう。

(ff)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(gg)　「国際収支に係る規定に関する了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の国際収支に係る規定に関する了解をいう。

(hh)　「ＷＴＯ」とは、世界貿易機関をいう。

(ii)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

第一・三条　目的

この協定は、次のことを目的とする。

(a)　締約国、特に後発開発途上締約国の発展段階及び経済上のニーズを考慮しつつ、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し、並びに世界的な経済成長及び発展に貢献するため、現代的な、包括的な、質の高い、及び互恵的な経済上の連携の枠組みを設定すること。

(b)　特に締約国間の実質的に全ての物品の貿易に対する関税及び非関税障壁の漸進的な撤廃を通じて、締約国間の物品の貿易を漸進的に自由化し、及び円滑化すること。

(c)　締約国間のサービスの貿易に関して制限及び差別的な措置の実質的な撤廃を達成するため、相当な範囲の分野を対象として締約国間のサービスの貿易を漸進的に自由化すること。

(d)　自由、促進的及び競争的な投資環境であって、投資の機会を拡大させ、並びに締約国間の投資の促進、保護、円滑化及び自由化を強化するものを地域において創出すること。

第二章　物品の貿易

第Ａ節　一般規定及び物品の市場アクセス

第二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「領事手続」とは、他の締約国の領域への輸出を予定している締約国の産品について、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるものに対するもの）を取得することを目的として、まず、輸出締約国の領域において輸入締約国の領事の監督を受けるために提出しなければならないとの要件をいう。

(b)　「関税」とは、産品の輸入に関連して課される関税、輸入税その他あらゆる種類の課徴金をいう。ただし、次のものを含まない。

(i)　千九百九十四年のガット第三条２の規定に適合して課される内国税に相当する課徴金

(ii)　千九百九十四年のガット第六条の規定、ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定に適合して課されるダンピング防止税又は相殺関税

(iii)　提供された役務の費用に応じた手数料その他の課徴金

(c)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(d)　「免税」とは、関税の免除をいう。

(e)　「輸入許可手続」とは、輸入締約国の領域への輸入に先立ち当該輸入締約国の関係行政機関に対する申請書その他の書類（通関のために一般的に要求されるものを除く。）の提出を要求する行政上の手続をいう。

(f)　「原産品」とは、次章（原産地規則）の規定に従って原産品とされる産品をいう。

第二・二条　適用範囲

この章の規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国間の物品の貿易について適用する。

第二・三条　内国の課税及び規則に関する内国民待遇

各締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他の締約国の産品に対して内国民待遇を与える。このため、同条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第二・四条　関税の引下げ又は撤廃

1　各締約国は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

2　他の締約国の原産品は、締約国における当該原産品に対する実行最恵国税率が附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の当該締約国の表に定める関税率よりも低い場合には、世界貿易機関設立協定に従って、輸入の時に当該実行最恵国税率の対象となるものとする。各締約国は、輸入者が輸入の時に低い方の税率を要求しなかった場合には、自国の法令に従い、当該輸入者が産品について超過して徴収された関税の還付を申請することができることを定める。

3　第四・五条（透明性）１(b)の規定を適用するほか、各締約国は、自国の実行最恵国税率の変更及び１の規定に従って適用される最新の関税率を、実行可能な限り速やかに、遅くともその適用の日までに公に利用可能なものとする。

第二・五条　関税に係る約束の繰上げ（注）

注　この条の規定は、この協定に基づく関税に係る約束についてのみ適用する。

1　この協定のいかなる規定も、締約国が、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束を繰り上げ、又は改善するため、第二十・四条（改正）の規定に従ってこの協定を改正することを妨げるものではない。

2　二以上の締約国（注）は、相互の同意に基づき、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の繰上げ又は改善について協議することができる。関税に係る約束の繰上げ又は改善を行うことについての当該二以上の締約国間の合意は、第二十・四条（改正）の規定に従い、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の当該二以上の締約国の表の修正を通じて実施される。当該関税に係る約束の繰上げ又は改善は、全ての締約国に及ぼされるものとする。

注　この2の規定の適用上、「二以上の締約国」とは、全ての締約国ではなく、一部の締約国をいう。

3　締約国は、いつでも、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善を行うことができる。当該関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善は、全ての締約国に及ぼされるものとする。当該締約国は、新たな特恵的関税率が効力を生ずる前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。

4　締約国による3に規定する関税に係る約束の一方的な繰上げ又は改善の後、当該締約国は、附属書Ｉ（関税に係る約束の表）の自国の表に定める当該年の特恵的関税率を超えない水準まで自国の特恵的関税を引き上げることができる。当該締約国は、新たな特恵的関税率が効力を生ずる日を、当該日の前に実行可能な限り速やかに、他の締約国に通報する。